

# 危険物の輸送は

Dangerous Goods are NOT allowed on the aircraft.

## 法令により禁止されています

**X NO!**



機内へ持ち込む手荷物  
Carry-on Baggage



**X NO!**



一部例外を除き機内へのお持ち込みも禁止されています  
Carry on is also prohibited with some exceptions.

預ける手荷物  
Checked Baggage

### ご不明な点は空港係員にお尋ねください

If you have any questions or concerns, please contact airport officials.

詳しい内容は国土交通省航空局または航空会社のホームページをご確認ください

Please check the Civil Aviation Bureau or your airline websites for further details.

国交省 危険物

検索



国土交通省航空局 警察庁

The Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism  
Civil Aviation Bureau

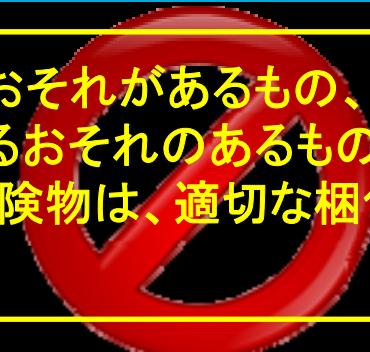
National Police Agency

協力 定期航空協会

The Scheduled Airlines Association of Japan

# 航空貨物の危険物代表例

航空法では、以下のような爆発のおそれがあるもの、燃えやすいもの、その他に危害を与える、または他の物件を損傷するおそれのあるものを「危険物」とし、航空機による輸送を禁止しています。そのような危険物は、適切な梱包等、要件を満たさなければ運べません。



## | 高圧ガス COMPRESSED GASES

ライター用補充ガス/  
カセットコンロ用ガス/  
キャンプ用ガス  
Butane, Propane tanks  
ダイビング用ボンベ  
Scuba tanks  
スプレー缶  
Spray cans



## | 火薬類 EXPLOSIVES

花火  
Fireworks  
クラッカー  
Firecrackers  
弾薬  
Ammunition



## | 可燃性物質 FLAMMABLE SOLIDS

徳用マッチ  
Matches  
炭  
Charcoal



## | 引火性液体 FLAMMABLE LIQUIDS

オイルタンク式ライター  
Oil tank type lighters  
オイルライター用燃料  
Oil lighter fluid  
ペイント類  
Paints



## | 酸化性物質 OXIDIZING SUBSTANCES

小型酸素発生器  
Oxygen generators chemical  
漂白剤  
Bleach



## | その他の有害物件 MISCELLANEOUS DANGEROUS SUBSTANCES AND ARTICLES

エンジン  
Engines  
リチウム(イオン)  
Lithium (ion) batteries  
バッテリー<sup>リチウム(イオン)</sup>  
Lithium (ion) batteries  
AED  
心臓マッサージャー  
Defibrillator  
電動工具  
Power tools

## | 放射性物質等 RADIOACTIVE MATERIAL



## | 腐食性物質 CORROSIVES

液体バッテリー  
Wet cell batteries  
水銀  
Mercury



以下の点にご留意下さい。

#### 1. 全般

- 航空法、国際民間航空機関(IAO)が決定した国際的なルール及び関係規則をもとに定めております。
- 危険物となり得るかどうかやその他詳細につきましては、航空会社にお尋ねください。
- 国際線においては、外国当局の規則により規制される場合もありますので、詳しくは航空会社にご確認ください。
- 機内持込制限品であっても、医療上の配慮が必要となる場合は、事前に航空会社にお尋ねください。

#### 2. ハイジャック・テロ等に凶器として使用されるおそれのあるもの

- 工具、スポーツ用品、武具等の中で凶器となり得るものについても持込みを制限しております。
- 各制限品の模擬品・類似品を含みます。
- リストに掲載されているもののうち持込できるものであっても、材質、強度、形状等により凶器となり得ると判断され、持込みできない場合があります。
- リストに掲載されているもの以外についても同様に、材質、強度、形状等により凶器となり得ると判断され、持込みできない場合があります。
- 銃砲刀剣類所持等取締法その他の法令により所持そのものができない場合がありますので、ご注意下さい。

#### 3. 上記凶器以外の危険物

- リストに掲載されているものであっても、製品安全データシート(MSDS)又はメーカー発行の書類等で非危険物と判断された場合は規制を受けることなく運べます。
- リストに掲載されているもののうち機内持込み手荷物として持込みできるものであっても、液体物であり、国際線の場合、別途液体物制限の対象となります。
- リストに掲載されているもののうち運べるものであっても、安全が確認できず危険物と判断され、運べない場合があります。
- リストに掲載されているもの以外についても、安全が確認できず危険物と判断され、運べない場合があります。

#### 4. その他

- 実際の運用状況等により品目等について適宜更新を行う予定です。

① 化粧品類<引火性液体・高圧ガス(スプレー缶)を含む非放射性物質のもの>						
品目(種類)	持込み	お預け	数量		備考	液体物規制対象
			一容器あたり	1人あたり		
・ヘアケア用品:ヘアスプレー、ヘアトニック、育毛剤(液体、スプレー)、ヘアカラー、白髪染め、ブリーチ ・スキンケア用品:化粧水、洗顔フォーム、日焼け止め ・シェービングフォーム ・ネイルケア用品:マニキュア、除光液、ネイルアート用品 ・入浴剤、バスオイル ・マウスケア用品:洗口液 ・香水、オーデコロン ・アロマオイル ・制汗・清涼・冷却スプレー(衣料につけるものも含む) ・芳香・消臭・除菌・シワ取りスプレー(身体用、衣料・室内用) ・家庭用洗剤(漂白剤・カビ取り剤は除く) ・洗浄液(コンタクト用、入れ歯用、かつら用、ジュエリー用、メガネ用、髭剃り用)	○	○	20又は2kg以下 ※上記一人あたりの数量は、①化粧品類、②医薬品・医薬部外品および③日用品・スポーツ用スプレーの合計数量であること。	0.50又は0.5kg以下	化粧品類とは、身体、身だしなみを手入れするために使用するもの、並びに、清涼、芳香、洗浄、消臭、除菌効果のある嗜好品。また、ガスが充填されたスプレーの場合は、噴射弁が偶発的に中身が漏れるのを防ぐためキャップ又は適当な方法(噴射弁が押さないような措置)で保護してあるもの ※漂白剤やカビ取り剤及び製品に「塩素系」や「混ぜるな危険」が表示されている洗剤は持込み・お預け不可 ※化粧品類において「スプレー」とは、ガスが充填されたエアゾールスプレー及び液体が充填されたミストスプレーを含む	液体物リスト
② 医薬品・医薬部外品<引火性液体・高圧ガス(スプレー缶)を含む非放射性物質のもの>						
品目(種類)	持込み	お預け	数量		備考	液体物規制対象
			一容器あたり	1人あたり		
・消炎鎮痛剤(液体、スプレー) ・虫され・かゆみ止め薬(液体、スプレー)、虫よけ(液体・スプレー) ・殺菌・消毒剤(液体、スプレー)	○	○	20又は2kg以下 ※上記一人あたりの数量は、①化粧品類、②医薬品・医薬部外品および③日用品・スポーツ用スプレーの合計数量であること。	0.50又は0.5kg以下	ガスが充填されたスプレーの場合は、噴射弁が偶発的に中身が漏れるのを防ぐためキャップ又は適当な方法(噴射弁が押されないような措置)で保護してあるもの	液体物リスト
③ 日用品・スポーツ用スプレー						
品目(種類)	持込み	お預け	数量		備考	液体物規制対象
			一容器あたり	1人あたり		
・日用品・スポーツ用スプレー  〔防水スプレー　　・カーペットクリーナー ・ガラスクリーナー　・スプレーのり　　・塗料スプレー〕	×	×	20又は2kg以下 ※上記一人あたりの数量は、①化粧品類、②医薬品・医薬部外品および③日用品・スポーツ用スプレーの合計数量であること。	0.50又は0.5kg以下	日用品又はスポーツ用スプレーとは、ガスが充填され、一般的に家庭又はスポーツで使用するもので小売店等で誰でも購入可能なものの、また、噴射弁が偶発的に中身が漏れるのを防ぐためキャップ又は適当な方法(噴射弁が押されないような措置)で保護してあるもの	
・日用品・スポーツ用以外のスプレー(工業用)	×	×				
④ 液体類						
品目(種類)	持込み	お預け	数量		備考	液体物規制対象
			一容器あたり	1人あたり		
酒類	○	○	50ml ※危険物 小売販売されている容器に収納されていること (スキットル等水筒型のものに移し替えられているものは不可)	50ml	50ml ※危険物 小売販売されている容器に収納されていること (スキットル等水筒型のものに移し替えられているものは不可)	液体物リスト
	○	○	50ml ※危険物 小売販売されている容器に収納されていること (スキットル等水筒型のものに移し替えられているものは不可)	50ml	50ml ※危険物 小売販売されている容器に収納されていること (スキットル等水筒型のものに移し替えられているものは不可)	液体物リスト
	×	×	50ml ※危険物 小売販売されている容器に収納されていること (スキットル等水筒型のものに移し替えられているものは不可)	50ml	50ml ※危険物 小売販売されている容器に収納されていること (スキットル等水筒型のものに移し替えられているものは不可)	液体物リスト
楽器用オイル(潤滑油)	○	○				液体物リスト
加熱式飲料(発熱剤付飲料)	×	×				
接着剤	×	×			引火点が摂氏60°Cを超える液体状のものは輸送可	
ペンキ・塗料	×	×				
漂白剤、強力カビ取り剤	×	×				
殺虫剤	×	×				
農薬	×	×				
塩酸	×	×				
ガソリン	×	×				

灯油、軽油	x	x							
シンナー	x	x							
ベンジン	x	x							
ニス	x	x							
エタノール	x	x							
ホルマリン	x	x							
クロロホルム	x	x							
ヒ素	x	x							

## ⑤ 電池・バッテリー

### a) 携帯用電子機器に使用する電池・バッテリー

品目(種類)		持込み	お預け	数量		備考	液体物規制対象
				一容器あたり	1人あたり		
乾電池		○	○			非危険物	
ニッケル水素電池		○	○			非危険物	
ニカド電池(ニッカド電池)		○	○			非危険物	
リチウム金属電池	電子機器(本体)	リチウム含有量2g以下のもの	○	○		お預けの場合は不測の作動を防止するよう措置すること。	
		リチウム含有量2gを超えるもの	x	x			
	上記機器の予備電池 (モバイルバッテリー等、他の電子機器に電力を供給する目的のものを含む。)	リチウム含有量2g以下のもの	○	x		短絡防止の措置が行われていること	
		リチウム含有量2gを超えるもの	x	x			
	携帯型医療用電子機器(本体) (自動除細動器(AED)、噴霧器(Nebulizer)、持続陽圧呼吸装置(CPAP)等)	リチウム含有量8g以下のもの	○	○			
		リチウム含有量8gを超えるもの	x	x			
	上記機器の予備電池	リチウム含有量2g以下のもの	○	x			
		リチウム含有量2gを超えて8g以下のもの	○	x	2個	短絡防止の措置が行われていること	
		リチウム含有量8gを超えるもの	x	x			
リチウムイオン電池 (リチウムイオンポリマー電池を含む)	電子機器(本体)	ワット時定格量160Wh以下のもの	○	○		お預けの場合は不測の作動を防止するよう措置すること。 ※リチウムイオン電池内蔵のヘアーカーラー・ヘアアイロンは、「その他日用品／ヘアーカーラー・ヘアーアイロン」参照	
		ワット時定格量160Whを超えるもの	x	x			
	上記機器の予備電池 (モバイルバッテリー等、他の電子機器に電力を供給する目的のものを含む。)	ワット時定格量100Wh以下のもの	○	x		短絡防止の措置が行われていること	
		ワット時定格量100Whを超えて160Wh以下のもの	○	x	2個	短絡防止の措置が行われていること	
		ワット時定格量160Whを超えるもの	x	x			
	携帯医療用電子機器(本体) (自動除細動器(AED)、噴霧器(Nebulizer)、持続陽圧呼吸装置(CPAP)等)	ワット時定格量160Wh以下のもの	○	○			
		ワット時定格量160Whを超えるもの	x	x			
	上記機器の予備電池	ワット時定格量100Wh以下のもの	○	x		短絡防止の措置が行われていること	
		ワット時定格量160Whを超えるもの	x	x			
	電動自転車、電動の乗り物	本体	x	x			
		予備電池	x	x			
燃料電池	電子機器内蔵(本体)		○	x			
	上記機器の予備カートリッジ (引火性液体、腐食性物質、液化引火性ガス、水素吸収合金または水反応性物質を含むもの)		○	○	2個	航空機内における燃料電池への燃料補給は、専用の予備カートリッジで補給する場合を除き、行わないこと。 燃料を含んだ燃料電池は、携帯・携行する手荷物に収納すること。	
液体バッテリー(鉛蓄電池等)	漏れ防止型の鉛蓄電池を使用した 携帯用電子機器本体	電圧が12V以下でワット時定格量が100Wh以下のもの	○	○		当該物件は、携帯・携行する手荷物に収納すること	
		電圧が12Vを超え、ワット時定格量が100Whを超えるもの	x	x			
	上記の予備電池	電圧が12V以下でワット時定格量が100Wh以下のもの	○	○	2個	短絡防止の措置が行われていること 当該物件は、携帯・携行する手荷物に収納すること	
		電圧が12Vを超え、ワット時定格量が100Whを超えるもの	x	x			
	漏れ防止型ではない鉛蓄電池		x	x			

### b) 電動車椅子および電動歩行補助車に使用されるバッテリー

詳細については、こちらを参照してください。

電動車椅子および電動歩行補助車用 バッテリー  ※電動車椅子のサイズ等によっては お預かり出来ない場合がありますので、必ず事前に電話などで利用される 航空会社にご連絡下さい。	ニッケル水素電池	本体に組み込まれたバッテリー	x	○		折りたたみ式の簡易型電動車椅子等であって、ワンタッチ式などでバッテリーが安易に取り外せるように設計されている場合は、バッテリーを本体から取り外すこと。 取り外したバッテリーは、短絡防止の措置を行お預けのみ可。	
		予備電池	○	○		非危険物	
	リチウムイオン電池 (リチウムイオンポリマー電池を含む)	本体に組み込まれたバッテリー	x	○		折りたたみ式の簡易型電動車椅子等であって、ワンタッチ式などでバッテリーが安易に取り外せるように設計されている場合は、バッテリーを本体から取り外すこと。 取り外したバッテリーは、短絡防止の措置を行お預けのみ可。	
		予備電池(ワット時定格量160Wh以下のもの)	○	x	2個	短絡防止の措置が行われていること。 当該物件は、携帯・携行する手荷物に収納すること	
		予備電池(ワット時定格量300Wh以下のもの)	○	x	1個	短絡防止の措置が行われていること。 当該物件は、携帯・携行する手荷物に収納すること	
		予備電池(ワット時定格量300Wh超えるもの)	x	x			
	液体バッテリー(鉛蓄電池等)		x	○		折りたたみ式の簡易型電動車椅子等であって、ワンタッチ式などでバッテリーが安易に取り外せるように設計されている場合は、バッテリーを本体から取り外すこと。 取り外したバッテリーは、短絡防止の措置を行お預けのみ可。	

## ⑥ ライター・マッチ・着火具

品目(種類)			持込み	お預け	数量		備考	液体物規制対象
					一容器あたり	1人あたり		
喫煙用	オイルライター	吸収剤(綿)なし(オイルタンク式ライター)	×	×	●	●		
		吸収剤(綿)入り	○	×	●	●	当該物件は自ら使用するものに限る 身につけて機内へ持ち込むこと	液体物リスト
	ガスライター	使い捨て、ガス充填式	○	×	●	●	小型かつ携帯型のもの いすれか1個	液体物リスト
	安全マッチ		×	×	●	●	燃料と空気が燃焼のため供給される前に混合される「プリミキシングライター」 (ターボライターまたはジェットライターともい)は、チャイルドロック機能など 不測の作動を防止するための機能を有していること。	
	万能マッチ (Strike anywhere matches)		×	×	●	●		
喫煙用以外のマッチ			×	×	●	●		
喫煙用以外の着火具			×	×	●	●		
ライター用燃料	使い捨て、ガス充填式		×	×	●	●		
	オイル式		×	×	●	●		
	ガス		×	×	●	●		
オイル			×	×	●	●		

## ⑦ 酸素ボンベ・ガス類

品目(種類)			持込み	お預け	数量		備考	液体物規制対象
					一容器あたり	1人あたり		
弾薬		×	○	●	総重量5kg (包装込)	●	当該物件は自ら使用するものに限る。また、自己の手荷物に他人の当該物 件を入れてはならない。 施錠が可能な頑丈な容器が必要	
薬莢キーホルダー、薬莢ネックレス(キーホルダーとして加工されているもの)		○ ○	●	●	●	●	非危険物	
花火		× ×	●	●	●	●		
クラッカー		× ×	●	●	●	●		
発煙筒		× ×	●	●	●	●		

## ⑨ その他日用品

品目(種類)			持込み	お預け	数量		備考	液体物規制対象
					一容器あたり	1人あたり		
ヘーカーラー・ヘアーアイロン	コンセント式	○ ○	●	●	●	●	非危険物	
	電池式(リチウムイオン電池)	× ×	●	●	●	●	本体からリチウムイオン電池を取り外すことができる場合は、持込み・お預 かりともに可。ただし、本体から取り外したリチウムイオン電池と予備電池は持 込みのみ。(お預かり不可) 当該物件は、携帯・携行する手荷物に収納すること	
	上記以外の電池	○ ○	●	●	●	●	非危険物 電池が取り外されていること、取り外した電池は、短絡防止の措置を行うこと	
	ガス式	○ ○	●	●	1個	炭化水素ガスが充てんしてあるものであって、熱源部には安全カバーが取り 付けられているものまた、液体物持込制限により、国際線においては10以下 のジッパー付無色透明袋に入らない場合は、持込み不可 充てん用の予備の炭化水素ガスカートリッジは持込ではない		液体物リスト
	ヘアカーラー・ヘアーアイロン用詰め替えガス	× ×	●	●	●	●		
半田ごて	コンセント式	○ ○	●	●	●	●	先端が著しく尖っているものは持込不可	
	電池式(リチウムイオン電池) *ワット時定格量が160Wh以下のもの	○ ○	●	●	●	●	電池が取り外されていること 本体から取り外した電池と予備電池は、短絡防止の措置を行い持込みのみ可。 (お預かり不可) 先端が著しく尖っているものは持込不可	
	電池式(上記以外の電池)	○ ○	●	●	●	●	非危険物 電池が取り外されていること、取り外した電池は、短絡防止の措置を行うこと 先端が著しく尖っているものは持込不可	
	ガス式	× ×	●	●	●	●		
スキューバーダイビング用ライト	リチウムイオン電池 *ワット時定格量が160Wh以下のもの	○ ○	●	●	●	●	熱が発生する部分と電池を分け、電池は短絡防止等の措置が講じられてい ること 本体から取り外した電池と予備電池は持込みのみ。(お預かり不可)	
	上記以外の電池	○ ○	●	●	●	●	非危険物 熱を発生する部分と電池を分け、電池は短絡防止等の措置が講じられてい ること	

以下凶器

⑩ 刀剣類						
刀(日本刀、中国刀、西洋刀など)	×	○	●	●	●	プラスチック製のもので、一見しておもちゃ等武器として使用できないものは持込可能
あいくち	×	○	●	●	●	●
飛び出しナイフ	×	○	●	●	●	●

⑪ ナイフ類

## ⑫ カッター等

カッター	×	○	●	●	●	NTカッターなど
葉巻カッター(はさみ式)	×	○	●	●	●	先端が尖っていないもので刃体6cm以下であれば持込可能
葉巻カッター(ギロチン式)	×	○	●	●	●	本体と刃の部分が外れないものは持込可能
シートベルトカッター	×	○	●	●	●	本体と刃の部分が外れないものは持込可能
フードカッター	×	○	●	●	●	本体と刃の部分が外れないものは持込可能
アップルカッター	×	○	●	●	●	本体と刃の部分が外れないものは持込可能

レガシイ

銃砲	×	○				
空気銃	×	○				
BBガン	×	○				
スタートーピストル	×	○				
玩具銃(幼児用プラスチック製)	×	○				材質の強度、形状を考慮した上で明らかに危険性がないと判断されるものは持込可能
鉄砲類の部品	×	○				複数旅客が部品を分けて持ち込み、機内で組み立てる可能性があるため持込不可

## ⑯ 発射体類

スリングショット(パチンコ)	×	○	●	●	●	一見しておもちゃと判るものは持込可能
弓矢	×	○	●	●	●	
ボウガン	×	○	●	●	●	
ピス打ちピストル	×	○	●	●	●	

## ⑯ 武具、護身用具等

## ⑯ スポーツ用品、運動器具、介護用具等

ゴルフクラブ	×	○				ヘッドのみであれば持込可能 プラスチック製のもので、一見しておもちゃ等凶器として使用できないものは持込可能
ゴルフスイング練習用具	×	○				
バット	×	○				プラスチック製のもので、一見しておもちゃ等凶器として使用できないものは持込可能
アイススケート靴	×	○				
ゲートボール用スティック、クリケット	×	○				
ホッケースティック	×	○				
ラクロススティック	×	○				
ブーメラン	×	○				金属製の刃が付いていないものは持込可能
バトン	×	○				リレー用やバントワリング用で60cm以下のものは持込可能
組み立て式バター	×	○				
ビリヤードのキュー	×	○				
スキー、スノーボード	×	○				60cm以下のショースキーは持込可能
スキーストック	×	○				畳んだ状態で60cm以下のものは持込可能。但し、先端に尖った金属(キリ状)が取り付けられているものは持込不可 体が不自由で、ステッキの代わりとして使用し、先端が尖った金属(キリ状)が取り付けられないものは60cmを超えるものであっても持込可能
登山用ストック	×	○				畳んだ状態で60cm以下のものは持込可能。但し、先端に尖った金属(キリ状)が取り付けられているものは持込不可 体が不自由で、ステッキの代わりとして使用し、先端が尖った金属(キリ状)が取り付けられないものは60cmを超えるものであっても持込可能
金剛杖(巡礼、登山用)	×	○				
アイゼン	×	○				
テニスラケット	○	○				
ステッキ	×	○				長さ60cm以下のものは持込可能 体が不自由で、旅客自身で使用するものは60cmを超えるものであっても持込可能
添木その他義手、義足類	×	○				長さ60cm以下のものは持込可能 体が不自由で、旅客自身で使用するものは60cmを超えるものであっても持込可能

## ⑰ 棒状のもの

鉄棒・鉄パイプ	×	○				
木刀	×	○				
竹刀	×	○				
三脚	×	○				畳んだ状態で長さ60cm以下のものは持込可能
一脚	×	○				畳んだ状態で長さ60cm以下のものは持込可能
昆虫採取用又は釣用タモ	×	○				畳んだ状態で長さ60cm以下のものは持込可能 木製やプラスチック製のもので、凶器にならないと判断された場合は持込可能
マッサージ棒	×	○				長さ60cm以下のものは持込可能
麺打ち棒(すりこぎ棒含む)	×	○				長さ60cm以下のものは持込可能
ビーチバーサル	×	○				長さ60cm以下のものは持込可能
釣り竿	×	○				畳んだ状態で長さ60cm以下のものは持込可能 木製やプラスチック製のもので、凶器にならないと判断された場合は持込可能
旗竿	×	○				長さ60cm以下のものは持込可能 先端が尖っていないプラスチック製のものは60cmを超えるものであっても持込可能

## ⑱ 道具類、工具類

大工道具類(ハンマー)	×	○				
大工道具類(大型バーレ)	×	○				
大工道具類(キリ)	×	○				
工具類(ドライバー)	×	○				全体会の長さ15cm以下かつシャフトの長さ6cm以下のものは持込可能(グリップ部分とシャフト部分が外せるタイプの場合は装着して計測する)
工具類(スパナ)	×	○				長さ15cm以下のものは持込可能
工具類(レンチ)	×	○				長さ15cm以下のものは持込可能
工具類(バーレ)	×	○				長さ15cm以下のものは持込可能
工具類(携帯用の小型セット)	×	○				アイスピック、キリ状の物が含まれていないものは持込可能
工具類(電動ドライバー)	×	○				
工具類(電動ノコギリ)	×	○				
工具類(ブローランプ)	×	○				
工具類(ドリル)	×	○				電動100V以上、電池式、充電式を含む
木槌、小槌	×	○				長さ15cm以下のものは持込可能
棒状のヤスリ類	×	○				長さ15cm以下のものは持込可能
ノギス	○	○				
製図用コンパス・デバイダー	○	○				

## ⑲ 先端が著しく尖っている物

アイスピック	×	○				
ピッケル	×	○				
ダーツの矢	×	○				先端に金属製のキリ状のものが付いていないものは持込可能
金串・火箸	×	○				
沖縄かんざし(ジーファー)	×	○				木製やプラスチック製のもので、凶器にならないと判断された場合は持込可能
釘	×	○				長さ6cm以下のものは持込可能
注射針	×	○				機内で医師又は看護師が医療行為のために使用する場合は持込可能
自己使用注射針	○	○				医師から処方された在宅自己注射対象薬剤(インスリン製剤、インターフェロン製剤、アドレナリン製剤等)を投与するために使用する場合は持込可能
血糖値測定用採血針	○	○				
裁縫針	○	○				
安全ピン	○	○				
傘	○	○				旅客自身が使用する通常の傘は持込可能。但し、先端が鋭利など凶器となり得ると判断したものには持込不可
サムライアンブレラ	×	○				
編み棒	○	○				先端が鋭利など凶器となり得ると判断したものは持込不可

## ㉑ その他

ツールナイフ(多機能折りたたみナイフ)型、手裏剣型の物品(例:USB媒体、ライター等)	×	○				一見して脅威を抱かせる形状をしているため持込不可 ライターについてはお預け手荷物として預けることも不可
おの	×	○				
なた	×	○				
のみ	×	○				
彫刻刀	×	○				
大工道具類(ノコギリ)	×	○				
ドリルの刃	×	○				他のものと組み合わせて使用される可能性があるので持込不可
野菜スライサー	×	○				本体と刃の部分が外れないものは持込可能

ピーラー(調理器具)	×	○	●	●	●	●	刃が外を向いておらず、本体と刃の部分が外れないものは持込可能
缶切り	×	○	●	●	●	●	刃が外を向いておらず、本体と刃の部分が外れないものは持込可能
ペットボトルオープナー	×	○	●	●	●	●	刃の外せないものは持込可能
手裏剣・手裏剣型キーホルダー	×	○	●	●	●	●	木、プラスチック製などの明らかなおもちゃは持込可能 刃の部分が鋭利で凶器として使用される可能性があるものは持込不可
爪切り	○	○	●	●	●	●	革皮切りの小型ナイフが装着されているものは、持込不可
手錠	×	○	●	●	●	●	
スタンガン	×	○	●	●	●	●	
シャベル	×	○	●	●	●	●	移植用など凶器にならないと判断されるものは持込可能
ワインオープナー	×	○	●	●	●	●	ナイフの付いていないもの(螺旋状のものを含む)は持込可能。但し、凶器となり得ると判断した場合は持込不可
パイプ喫煙用清掃用具	×	○	●	●	●	●	本体にはパイプ内部に溜まったヤニを削り取る「カーボンカッター」が付いており、カミソリより刃が硬く丈夫なため持込不可
ステンレス製のヘラ(スクレーバー)	×	○	●	●	●	●	
ピンセット	×	○	●	●	●	●	先端が丸みをおびており強度がないものは持込可能
カジキ釣り針	×	○	●	●	●	●	U字底部から釣り糸通し穴までの距離が10cm以下のものは持込可能。但し、凶器となり得ると判断した場合は持込不可
掛け軸・タペストリー	×	○	●	●	●	●	軸の長さ65cm以下のものは持込可能 軸の部分がプラスチック製のものは65cmを超えるものであっても持込可能
ポスター・掛け軸等の収納ケース	×	○	●	●	●	●	長さ70cm以下のものは持込可能 紙製やプラスチック製のもの等で凶器にならないと判断された場合は70cmを超えるものであっても持込可能

【参考】

